

登録していますか？

「パートナーシップ構築宣言」

～取引先との共存共栄・取引条件のしわ寄せ防止に向けて～

宣言によるメリットは？



- ✓ 国や県の取組の一部で**優遇措置**が受けられます
- ✓ 宣言の取組を実践することでSDGsも同時に達成可能です
- ✓ 多くの企業が宣言することで、サプライチェーン全体で「取引の適正化」が進み、**自社業績の向上**につながります

宣言によって大きな負担が生じないか不安…



- ✓ 自主宣言のため、登録によって生じる**義務はありません**
- ✓ 宣言したことによる**強制的な調査**や、宣言に違反した場合の**罰則もありません**

宣言企業への埼玉県の優遇措置

県と国では宣言のメリットを拡充中！

1. 中小企業診断士が支援を希望する企業を訪問し、**価格交渉の課題の洗い出しや改善策の提示、ノウハウの提供**などを**伴走型で支援（無料）**
埼玉県中小企業診断協会 **価格転嫁窓口(048-762-3391)**にお気軽に御相談ください。
2. **補助金審査等で加点・優遇措置**を実施

補助金

埼玉県経営革新グリーン分野進出支援事業補助金（第4回公募～）
埼玉県原材料価格高騰対策支援事業補助金
埼玉県経営革新デジタル活用支援事業補助金（第7回公募～）
地域商業機能複合化推進事業補助金（第3回公募～）

その他

県制度融資での優遇措置（埼玉県産業創造資金「社会貢献企業等優遇貸付」の対象に）
県公共工事調達での優遇措置（埼玉県総合評価方式活用ガイドラインへ評価項目追加）

宣言企業への国の優遇措置

1. **賃上げ促進税制**（大企業「資本金10億円以上かつ従業員数が1,000人以上の企業」）の要件
2. **補助金審査で加点・優遇措置**を実施
例：ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金、事業再構築補助金
その他の優遇措置等は、「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト
<https://www.biz-partnership.jp/info.html> で御確認いただけます。
3. 名刺などにロゴマークを使用でき、取組をPRできる
4. パートナーシップ構築宣言のポータルサイトに公表される



「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト



「宣言」に係る県の取組について

埼玉県産業労働部産業労働政策課 048-830-3702
埼玉県HP「円滑な価格転嫁に向けた環境整備」

URL：<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/kakakutenka-kiunjyousei.html>



円滑な価格転嫁に向けた環境整備HP

取引先と共存共栄の関係を築こうとする経営者の皆様へ

「パートナーシップ構築宣言」を 作成・公表しませんか

①取引先との共存共栄の取組や、「取引条件のしわ寄せ」 防止を代表者の名前で宣言します。

以下の項目について、企業の代表者の名前で宣言します。

- サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を越えた新たな連携
- 親事業者と下請事業者の望ましい取引慣行（振興基準※）の遵守
- その他独自の取組

※下請中小企業振興法に基づく基準

(<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/shinkoukijyun.htm>)

②「宣言」はポータルサイト上に公表されます。

- （公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイト

(<https://www.biz-partnership.jp>) に提出すると、「宣言」が掲載されます。

※「振興基準」に違反し、主務大臣の指導・助言を受けた場合など、「宣言」を履行していないと認められる場合には、「宣言」のサイトへの掲載を取りやめることがあります。

③「宣言」企業は「ロゴマーク」を使うことができます。



<ロゴマークに込められた思い>

大企業と中小企業がうまく噛み合い、共存共栄していく

④一部の補助金について加点措置を講じます。

- 対象となる補助金については、ポータルサイトをご覧ください。

「宣言」の内容について

未来を拓くパートナーシップ構築推進会議事務局

- 内閣府政策統括官付
参事官（産業・雇用担当）付 03-6257-1540
- 中小企業庁企画課 03-3501-1765

「宣言」の提出・掲載について

- （公財）全国中小企業振興機関協会
03-5541-6688
提出先URL：<https://www.biz-partnership.jp>



当協会と都道府県協会の連携により
中小企業を支援します。
公益財団法人
全国中小企業振興機関協会

